

病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

〔平成27年 3月 4日〕
学 長 裁 定

岡山大学研究用病原体等安全管理規則第12条及び岡山大学研究用病原体等安全管理内規別表及び付表2に基づき、本学において病原体等を取扱う動物使用保管施設及び動物実験室（以下、「動物実験施設」という。）の安全設備及び運営基準を以下のとおり定める。

- レベル1
- (1) 通常の動物実験室と区分できること。一般外来者の立入りを禁止する。
 - (2) 防護服等を着用する。
 - (3) 標準作業手順書を作成し、周知する。
 - (4) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
 - (5) 動物実験施設への昆虫や野鼠の侵入を防御する。
 - (6) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
 - (7) 動物実験施設の壁・床・天井、作業台、飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

- レベル2 レベル1の基準に以下の基準を加える。
- (1) 動物安全管理区域を設け、動物実験を行うこと。
 - (2) 動物安全管理区域または動物実験施設の入り口は、出入り時以外施錠し、入室は管理責任者が許可した者に限る。
 - (3) 動物安全管理区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
 - (4) 動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
 - (5) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
 - (6) 糞尿、使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
 - (7) 動物実験施設の内部または隣接場所にオートクレーブを設置する。
 - (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
 - (9) 個人防護装備を着用する。
 - (10) 手洗い器を設置する。
 - (11) メス、注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。

- レベル3 レベル2の基準に以下の基準を加える。
- (1) 入室者を厳重に制限する。
 - (2) 動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっており、他の区域から物理的、機能的に隔離されていること。

- (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
- (4) 給排気系を調節することにより、常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われるようにする。
- (5) 排気はヘパフィルターでろ過してから大気中に放出する。
- (6) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
- (7) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。
- (9) 全操作及び飼育を生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。